三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに三笠市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道松前郡松前町字原口二五五地先・二五八地先・二五九地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡西興部村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
西興部村（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏